

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第2項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成25年2月12日
【四半期会計期間】	第105期第3四半期（自平成24年10月1日至平成24年12月31日）
【会社名】	株式会社西京銀行
【英訳名】	THE SAIKYO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 平岡 英雄
【本店の所在の場所】	山口県周南市平和通一丁目10番の2
【電話番号】	（0834）31－1211（代表）
【事務連絡者氏名】	総合企画部主計部長 岡本 勝幸
【最寄りの連絡場所】	広島市南区的場町一丁目3番7号
	株式会社西京銀行 広島支店
【電話番号】	（082）261－7141（代表）
【事務連絡者氏名】	広島支店長 竹内 一義
【縦覧に供する場所】	株式会社西京銀行 福岡支店
	（福岡市博多区駅前三丁目4番2号 KC会館1階）
	株式会社西京銀行 広島支店
	（広島市南区的場町一丁目3番7号）

（注）広島支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者のご便宜のため四半期報告書の写しを備えるものであります。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

		平成23年度 第3四半期連結 累計期間 (自 平成23年 4月1日 至 平成23年 12月31日)	平成24年度 第3四半期連結 累計期間 (自 平成24年 4月1日 至 平成24年 12月31日)	平成23年度 (自 平成23年 4月1日 至 平成24年 3月31日)
経常収益	百万円	17,250	17,284	22,707
経常利益	百万円	2,712	2,227	2,617
四半期純利益	百万円	1,289	1,324	—
当期純利益	百万円	—	—	1,553
四半期包括利益	百万円	764	3,851	—
包括利益	百万円	—	—	3,999
純資産額	百万円	29,602	36,166	32,836
総資産額	百万円	937,915	974,203	983,036
1株当たり四半期純利益 金額	円	14.29	14.50	—
1株当たり当期純利益金 額	円	—	—	16.28
潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額	円	12.57	12.83	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	15.12
自己資本比率	%	3.14	3.70	3.33

		平成23年度 第3四半期連結 会計期間 (自 平成23年 10月1日 至 平成23年 12月31日)	平成24年度 第3四半期連結 会計期間 (自 平成24年 10月1日 至 平成24年 12月31日)
1株当たり四半期純利益 金額	円	1.61	7.86

(注) 1. 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第4 経理の状況」中、「1 四半期連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3. 自己資本比率は、（（四半期）期末純資産の部合計－（四半期）期末新株予約権－（四半期）期末少数株主持分）を（四半期）期末資産の部の合計で除して算出しております。

2【事業の内容】

第2四半期連結累計期間において、当行は金融円滑化の出口戦略対応として、中小企業再生支援のために当行グループ会社であります㈱エス・ケイ・ベンチャーズとの共同出資にて投資事業有限責任組合さいきょう地域支援ファンドを設立しておりますが、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結累計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当行グループ（当行及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、復興関連需要から底堅い動きが見られるものの、海外経済の影響により不透明な状態にありました。一方で、年末における政権交代により大型景気対策への期待も生まれつつあります。

当行の主たる経営基盤である山口県におきましても、住宅投資、設備投資に持ち直しの動きが見られ、個人消費も底堅さを維持していますが、輸出が前年を下回るなど懸念材料もあり、先行きについては依然として不透明な状態にあると思われます。

このような環境の中、当行では、中期経営計画～一人でも多くのお客さまに「さすが西京」のサービスを～（平成24年4月～平成27年3月）に基づく各施策に取り組み、当第3四半期連結累計期間の業績は以下のとおりになりました。

連結経常収益は、前年同四半期より34百万円（0.20%）増加し、172億84百万円となりました。主な要因としましては、資金運用収益は貸出金の増加により6億69百万円増加しましたが、国債等債券売却益の減少によりその他業務収益が5億90百万円減少したことによるものであります。

連結経常費用は、前年同四半期より5億19百万円（3.57%）増加し、150億57百万円となりました。主な要因としましては、支払保証料等の増加により役務取引等費用が3億37百万円増加したことによるものです。

以上により、連結経常利益は前年同四半期より4億85百万円（17.88%）減少し、22億27百万円となり、四半期純利益は35百万円（2.74%）増加し13億24百万円となりました。

① 国内・国際業務部門別収支

当第3四半期連結累計期間の資金運用収支につきましては、国内業務部門において中小企業等向け貸出金の増加により、前年同四半期より492百万円（4.37%）の増益となり、相殺消去後の合計で507百万円（4.45%）の増益となりました。

役務取引等収支につきましては、支払保証料が増加したことにより、国内業務部門において516百万円損失が増加しました。その結果、相殺消去後の合計において、519百万円損失が増加し、625百万円の損失となりました。

その他業務収支につきましては、国内業務部門において国債等関係損益が減少したことに伴い前年同四半期より972百万円（77.10%）の減益となり、相殺消去後の合計においても、754百万円（62.71%）の減益となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
資金運用収支	前第3四半期連結累計期間	11,237	148	△5	11,380
	当第3四半期連結累計期間	11,729	163	△5	11,888
うち資金運用収益	前第3四半期連結累計期間	12,956	205	△48	13,112
	当第3四半期連結累計期間	13,585	251	△55	13,781
うち資金調達費用	前第3四半期連結累計期間	1,718	57	△43	1,731
	当第3四半期連結累計期間	1,855	88	△50	1,893
役務取引等収支	前第3四半期連結累計期間	△32	3	△77	△106
	当第3四半期連結累計期間	△548	3	△80	△625
うち役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	2,129	6	△78	2,058
	当第3四半期連結累計期間	1,950	5	△80	1,876
うち役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	2,161	2	△0	2,164
	当第3四半期連結累計期間	2,499	2	△0	2,501
その他業務収支	前第3四半期連結累計期間	1,260	△56	—	1,203
	当第3四半期連結累計期間	288	160	—	448
うちその他業務収益	前第3四半期連結累計期間	1,632	19	—	1,651
	当第3四半期連結累計期間	901	160	—	1,061
うちその他業務費用	前第3四半期連結累計期間	371	76	—	448
	当第3四半期連結累計期間	612	—	—	612

（注）1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 相殺消去額は、連結会社間の取引その他連結上の調整及び国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

② 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当第3四半期連結累計期間の役務取引等収益につきましては、国内業務部門において、預金・貸出業務に係る役務取引等収益が減少し、178百万円（8.39%）の減収となり、相殺消去後の合計においては、182百万円（8.85%）の減収となりました。

役務取引等費用につきましては、国内業務部門において支払保証料の増加により337百万円（15.63%）の増加になり、相殺消去後の合計においても337百万円（15.59%）の増加となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
役務取引等収益	前第3四半期連結累計期間	2,129	6	△78	2,058
	当第3四半期連結累計期間	1,950	5	△80	1,876
うち預金・貸出業務	前第3四半期連結累計期間	921	0	△0	922
	当第3四半期連結累計期間	794	0	△0	794
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	322	6	△0	328
	当第3四半期連結累計期間	320	5	△0	325
うち証券関連業務	前第3四半期連結累計期間	22	—	—	22
	当第3四半期連結累計期間	15	—	—	15
うち代理業務	前第3四半期連結累計期間	738	—	—	738
	当第3四半期連結累計期間	697	—	—	697
うち保護預り・貸金庫業務	前第3四半期連結累計期間	11	—	—	11
	当第3四半期連結累計期間	11	—	—	11
うち保証業務	前第3四半期連結累計期間	8	—	—	8
	当第3四半期連結累計期間	7	—	—	7
役務取引等費用	前第3四半期連結累計期間	2,161	2	△0	2,164
	当第3四半期連結累計期間	2,499	2	△0	2,501
うち為替業務	前第3四半期連結累計期間	0	0	△0	0
	当第3四半期連結累計期間	0	0	△0	1

- （注） 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
2. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

③ 国内・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高（末残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
		金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）
預金合計	前第3四半期連結会計期間	875,979	1,445	△456	876,967
	当第3四半期連結会計期間	903,461	1,663	△654	904,470
うち流動性預金	前第3四半期連結会計期間	303,058	—	△122	302,935
	当第3四半期連結会計期間	303,131	—	△284	302,847
うち定期性預金	前第3四半期連結会計期間	571,395	—	△334	571,061
	当第3四半期連結会計期間	597,493	—	△370	597,123
うちその他	前第3四半期連結会計期間	1,525	1,445	—	2,970
	当第3四半期連結会計期間	2,835	1,663	—	4,499
譲渡性預金	前第3四半期連結会計期間	390	—	—	390
	当第3四半期連結会計期間	—	—	—	—
総合計	前第3四半期連結会計期間	876,369	1,445	△456	877,357
	当第3四半期連結会計期間	903,461	1,663	△654	904,470

（注）1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3. 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

4. 相殺消去額は、連結会社間の取引の調整であります。

④ 国内店貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況（末残構成比）

業種別	前第3四半期連結会計期間		当第3四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	608,031	100.00	643,031	100.00
製造業	33,343	5.48	31,587	4.91
農業、林業	348	0.06	559	0.09
漁業	75	0.01	71	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	605	0.10	597	0.09
建設業	36,287	5.97	35,674	5.55
電気・ガス・熱供給・水道業	2,947	0.48	7,347	1.14
情報通信業	3,161	0.52	3,118	0.48
運輸業、郵便業	11,439	1.88	10,740	1.67
卸売業、小売業	44,812	7.37	43,579	6.78
金融業、保険業	42,608	7.01	38,371	5.97
不動産業、物品賃貸業	112,345	18.47	134,099	20.85
学術研究、専門・技術サービス業	1,920	0.32	2,049	0.32
宿泊業	2,475	0.41	2,855	0.44
飲食業	6,080	1.00	5,649	0.88
生活関連サービス業、娯楽業	9,254	1.52	7,280	1.13
教育、学習支援業	1,493	0.25	1,649	0.26
医療・福祉	18,388	3.02	23,676	3.68
その他のサービス	19,944	3.28	18,037	2.81
地方公共団体	51,351	8.45	48,937	7.61
その他	209,145	34.40	227,148	35.33
海外及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	608,031		643,031	

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	297,000,000
第一種優先株式	3,000,000
計	300,000,000

②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数（株） （平成24年12月31日）	提出日現在発行数（株） （平成25年2月12日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	91,462,801	91,462,801	非上場	単元株式数 1,000株
第一種優先株式	2,280,000	2,280,000	非上場	(注)
計	93,742,801	93,742,801	—	—

(注) 第一種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1. 単元株式数

単元株式数 1,000株

2. 優先配当金

(1) 優先配当金の額

当行は、金銭による剰余金の配当をするときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第一種優先株式を有する株主（以下「第一種優先株主」という。）または第一種優先株式の登録株式質権者（以下「第一種優先登録株式質権者」という。）に対し、同日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、第一種優先株式1株当たり、第一種優先株式の払込金額（1,000円）に対し、年率3.50%に基づき、当該基準日が属する事業年度の初日（平成21年3月31日に終了する事業年度にあっては平成20年6月30日。いずれにおいても同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（ただし、1カ月未満の期間については年365日の日割計算とし、円位未満は切り捨てる。）により算出される額の金銭を支払う（以下、事業年度の末日を基準日とした一事業年度一回の配当額を「第一種優先配当金」という。）。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に剰余金の配当を行ったときは、かかる剰余金の配当の累積額を控除する。

(2) 非累積条項

ある事業年度において第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に支払われた剰余金の配当の合計額が第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、第一種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。

3. 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第一種優先株式1株当たりの残余財産分配額として、1,000円を限度に金銭を支払う。

第一種優先株主または第一種優先登録株式質権者に対しては、上記のほか残余財産の分配を行わない。

4. 議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

5. 種類株主総会

当行が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、第一種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

6. 株式の併合または分割、募集株式の割当て等

当行は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の分割または併合を行わない。

当行は、第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えず、また、株式無償割当てまたは新株予約権無償割当てを行わない。

7. 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

第一種優先株主は、下記第(1)に定める取得を請求することができる期間中、下記第(2)に定める条件で、当行が第一種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得を請求することができる期間

平成23年7月1日から平成28年6月30日まで

(2) 取得の条件

- ① 第一種優先株式は、次に定める条件により当銀行の普通株式の交付と引換えに当銀行に取得させることができる。なお、第一種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = (第一種優先株主が取得を請求した第一種優先株式の払込金額の総額) ÷ 取得価額

② 取得価額

イ 当初取得価額

当初取得価額は、191円とする。

ロ 取得価額の調整

- (a) 当行は、第一種優先株式の発行後、下記(b)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「取得価額調整式」という。）をもって取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、普通株主に下記(b)(i)ないし(iv)の各取引に係る基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の取得価額を適用する日の1カ月前の日における当銀行の発行済普通株式数から当該日における当銀行の有する普通株式数を控除したものとす。取得価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、普通株式の株式の分割が行われる場合には、株式の分割により増加する普通株式数（基準日における当銀行の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日における当銀行の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。取得価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、下記(b)(i)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額、無償割当ての場合は0円とする。）、下記(b)(ii)および(iv)の場合は0円とし、下記(b)(iii)の場合は下記(b)(iii)で定める対価の額とする。

- (b) 取得価額調整式により第一種優先株式の取得価額の調整を行う場合およびその調整後の取得価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (i) 調整前の取得価額を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（無償割当ての場合を含み、当銀行の交付した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ロにおいて同じ。）の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本ロにおいて同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）

調整後の取得価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当銀行普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (ii) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の取得価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- (iii) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに調整前の取得価額を下回る対価（以下に定義される。）をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または調整前の取得価額を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の取得価額は、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権の場合は割当日）または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後の取得価額は、当該対価の確定時点で交付されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたものとみなして取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。本(iii)における「対価」とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払がなされた額（普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、交付される普通株式の数で除した金額をいう。

- (iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の取得価額は、株式の併合の効力発生日以降これを適用する。

- (c) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
(d) 上記(b)に定める取得価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当銀行取締役会が合理的に判断するときには、当銀行は、必要な取得価額の調整を行う。
(i) 合併、株式交換、株式移転、吸収分割または新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
(ii) その他当銀行の発行済普通株式の株式数の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により取得価額の調整を必要とするとき。
(e) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満の場合は、取得価額の調整は行わないものとする。ただし、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後に取得価額の調整を行う場合には、調整前取得価額は当該差額を差し引いた額とする。

8. 議決権を有しないこととしている理由

資本増強にあたり、既存の株主への影響を考慮したためであります。

9. 会社法第322条第2項に規定する定款の定めの有無

会社法第322条第2項に規定する定めを有しています。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日	—	93,742	—	12,690	—	4,264

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成24年9月30日現在で記載しております。

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一種優先株式 2,280,000	—	「1(1)②発行済株式」 の「内容」の記載を参照
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 137,000	—	権利内容に何ら限定のない 当行における標準となる 株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 90,704,000	90,704	同上
単元未満株式	普通株式 621,801	—	—
発行済株式総数	93,742,801	—	—
総株主の議決権	—	90,704	—

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数の 割合(%)
株式会社西京銀行	山口県周南市平和通一丁目10番の2	137,000	—	137,000	0.14
計	—	137,000	—	137,000	0.14

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）及び第3四半期連結累計期間（自平成24年4月1日 至平成24年12月31日）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
現金預け金	101,294	106,013
買入金銭債権	12,484	7,980
商品有価証券	17	18
有価証券	※2 229,953	※2 194,645
貸出金	※1 615,513	※1 643,031
外国為替	170	207
その他資産	8,403	7,422
有形固定資産	11,357	11,896
無形固定資産	1,131	1,378
繰延税金資産	5,026	3,745
支払承諾見返	1,860	1,825
貸倒引当金	△4,178	△3,962
資産の部合計	983,036	974,203
負債の部		
預金	926,078	904,470
借入金	6,022	7,323
社債	5,000	11,100
その他負債	7,406	9,425
退職給付引当金	2,290	2,351
役員退職慰労引当金	108	144
睡眠預金払戻損失引当金	102	90
偶発損失引当金	91	87
再評価に係る繰延税金負債	1,238	1,218
支払承諾	1,860	1,825
負債の部合計	950,199	938,037
純資産の部		
資本金	12,690	12,690
資本剰余金	10,300	10,300
利益剰余金	7,628	8,453
自己株式	△41	△45
株主資本合計	30,577	31,398
その他有価証券評価差額金	683	3,170
繰延ヘッジ損益	△119	△84
土地再評価差額金	1,618	1,581
その他の包括利益累計額合計	2,181	4,667
少数株主持分	78	99
純資産の部合計	32,836	36,166
負債及び純資産の部合計	983,036	974,203

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
経常収益	17,250	17,284
資金運用収益	13,112	13,781
(うち貸出金利息)	11,325	11,941
(うち有価証券利息配当金)	1,572	1,695
役務取引等収益	2,058	1,876
その他業務収益	1,651	1,061
その他経常収益	※1 427	※1 565
経常費用	14,537	15,057
資金調達費用	1,731	1,893
(うち預金利息)	1,512	1,667
役務取引等費用	2,164	2,501
その他業務費用	448	612
営業経費	8,149	8,213
その他経常費用	※2 2,044	※2 1,835
経常利益	2,712	2,227
特別利益	31	0
固定資産処分益	1	0
負ののれん発生益	29	—
特別損失	88	71
固定資産処分損	43	54
減損損失	45	9
持分変動損失	—	7
税金等調整前四半期純利益	2,655	2,156
法人税、住民税及び事業税	860	781
法人税等調整額	502	45
法人税等合計	1,363	827
少数株主損益調整前四半期純利益	1,291	1,329
少数株主利益	2	4
四半期純利益	1,289	1,324

【四半期連結包括利益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	1,291	1,329
その他の包括利益	△527	2,522
<del> </del> 其他有価証券評価差額金	△615	2,487
繰延ヘッジ損益	△99	34
土地再評価差額金	187	—
四半期包括利益	764	3,851
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	762	3,847
少数株主に係る四半期包括利益	2	3

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(1) 連結の範囲の重要な変更 投資事業有限責任組合さいきょう地域支援ファンドは新規設立により、第2四半期連結会計期間から連結の範囲に含めております。

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当行及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※ 1. 貸出金のうち、リスク管理債権は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
破綻先債権額	1,641百万円	1,317百万円
延滞債権額	10,315百万円	12,057百万円
3ヵ月以上延滞債権額	44百万円	16百万円
貸出条件緩和債権額	1,156百万円	646百万円
合計額	13,157百万円	14,037百万円

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※ 2. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
	300百万円	300百万円

(四半期連結損益計算書関係)

※ 1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
貸倒引当金戻入益	262百万円	償却債権取立益 0百万円
償却債権取立益	0百万円	株式等売却益 454百万円
株式等売却益	90百万円	

※ 2. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
株式等売却損	1,063百万円	貸倒引当金繰入額 136百万円
株式等償却	851百万円	株式等売却損 476百万円
		株式等償却 1,041百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及び負ののれんの償却額は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	636百万円	619百万円
負ののれんの償却額	△29百万円	

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月 24日	普通株式	443	5.00	平成23年3月 31日	平成23年6月 27日	利益剰余金
定時株主総会	第一種優先 株式	97	35.00	平成23年3月 31日	平成23年6月 27日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月 26日	普通株式	456	5.00	平成24年3月 31日	平成24年6月 27日	利益剰余金
定時株主総会	第一種優先 株式	79	35.00	平成24年3月 31日	平成24年6月 27日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第3四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)

当行グループは、銀行業務以外に一部で債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務等の業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

当第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

当行グループは、銀行業務以外に一部で債権管理回収業務、ベンチャーキャピタル業務等の業務を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(有価証券関係)

※ 1. 企業集団の事業の運営において重要なものであるため開示しております。

※ 2. 四半期連結貸借対照表の「有価証券」を記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	9,729	9,918	189
外国債券	8,910	7,748	△1,162
合計	18,639	17,667	△972

当第3四半期連結会計期間(平成24年12月31日)

	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	9,740	10,049	309
外国債券	10,096	9,327	△768
合計	19,836	19,377	△458

2. その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	9,134	8,916	△218
債券	162,490	165,168	2,677
国債	127,205	129,431	2,225
地方債	10,688	10,994	305
社債	24,596	24,742	145
外国債券	14,099	14,257	157
その他	22,602	21,052	△1,549
合計	208,327	209,394	1,066

当第3四半期連結会計期間(平成24年12月31日)

	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表計上額(百万円)	差額(百万円)
株式	7,525	10,520	2,995
債券	128,022	130,633	2,611
国債	80,627	82,113	1,486
地方債	23,379	24,057	677
社債	24,014	24,462	447
外国債券	10,250	10,477	226
その他	22,389	21,306	△1,082
合計	168,188	172,938	4,750

- (注) 1. 四半期連結貸借対照表計上額は、株式については当第3四半期連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当第3四半期連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
2. 売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって四半期連結貸借対照表価額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当第3四半期連結累計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。
- 前連結会計年度における減損処理額は、851百万円（株式851百万円）であります。
- 当第3四半期連結累計期間における減損処理額は、1,158百万円（うち、株式1,041百万円、社債117百万円）であります。
- また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、決算日において時価が取得原価に対して50%以上下落している銘柄をすべて、また、25%以上50%未満下落している銘柄のうち債務者区分等を勘案し、必要と認められる銘柄を著しく下落したと判断しております。

(追加情報)

変動利付国債の時価については、前連結会計年度においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表計上額としております。これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、前連結会計年度は、「有価証券」は1,316百万円増加、「繰延税金資産」は465百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は850百万円増加しております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率を用いて割り引くことにより算定しており、国債の利回り及びスワップション・ボラティリティが主な価格決定変数であります。

なお、当該価額は、当行から独立した第三者の価格提供者より呈示されたものであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	円	14.29	14.50
(算定上の基礎)			
四半期純利益	百万円	1,289	1,324
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—
普通株式に係る四半期純利益	百万円	1,289	1,324
普通株式の期中平均株式数	千株	90,178	91,327
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	円	12.57	12.83
(算定上の基礎)			
四半期純利益調整額	百万円	—	—
普通株式増加数	千株	12,378	11,937
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要		—	—

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月8日

株式会社西京銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 山本 昭人 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高山 裕三 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 築地新 豊 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年10月1日から平成24年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。